
商店街振興組合法の成立過程とその意義

濱 満久



名古屋学院大学総合研究所

University Research Institute

Nagoya Gakuin University

Nagoya, Aichi, Japan

商店街振興組合法の成立過程とその意義

濱 満 久

- 1 はじめに
- 2 中小企業等協同組合法からみる商店街の前提：商店街振興組合法前史
- 3 商店街振興組合法の成立過程
 - 3.1 成立のきっかけ：伊勢湾台風がもたらしたもの
 - 3.2 成立の運動基盤としての愛知県商店街連盟
 - 3.3 成立の過程と全日本商店街連合会の取り組み
- 4 商店街振興組合法の意義と実際
- 5 おわりに

1 はじめに

商店街の組織化政策がどのように展開されたのか。また、そういった中で商店街振興組合法(以下、振興組合法)はどのように成立し、商店街はどのように位置づけられていたのか。これらを明らかにすることが本稿の基本的な問題意識である。そこで、以下では次の二点の課題を設定することで、先の問題を明らかにしたい。第一は、振興組合法以前に商店街における組織化政策がどのように展開されたのかをながめることである。具体的には商店街が中小企業等協同組合法(以下、協同組合法)でどのように捉えられていたのかをみる¹。

第二が本稿の中心的内容となるのであるが、振興組合法の成立過程についてである。同法は商店街の単独法として戦前以来で初となる法律である。一般的に、それは東海地方を襲った伊勢湾台風(1959年9月)が成立のきっかけとして理解されている。たしかにそうであるに違いないが、実際のところどのように成立したのかということについて、それ以上のことはあまり知られていない。だが、商店街の組織化政策における歴史的な変遷の流れで捉えたとき、同法の成立は単なる新しい法律の出現ではなく、大きな転換点として捉えることができるはずである。というのは、それが協同組合法の改定という対応ではなく、振興組合法という新たな政策の成立であったからである。すなわち、なぜ同じ政策を改定するのではなく、新たに政策を成立させる必要があったのかということが、これまでまったくといってよいほど考察の対象とされていなかった。

いったい商店街のどのような側面が考慮され、それは必要とされたのか。それらのことを明らかにすることは、商店街の組織化政策を上のように素朴な理解だけにとどめるのではなく、歴史の流れの中で捉えることにつながると考える。また、そのことで商店街の特殊性も捉えることができると思う。そのためにも、あらためて振興組合法の成立過程を捉えることが必要であろう。もちろん、組織化政策において同法以降の展開も重要だと考えられるが、本稿ではひとまず組合という基礎単位で、商店街の単独法が成立したことをもって区切りとしておく。

2 中小企業等協同組合法からみる商店街の前提：商店街振興組合法前史

戦後、経済が復興する中で中小小売業は、それまでの保護される対象から自身の合理化でもって対応することが指向されるようになる。しかし、中小小売業における合理化は、それが中小的であるがために達成されないというジレンマを抱えている。したがって合理化を達成するには、まずもってその中小性を克服しなければならない。すなわち、「中小性につきまとう困難の除去は合理化以前の問題であり、個々の中小商業の能力を超える問題であり、多数の中小商業の協同によってのみ解決することのできる問題である」(森下、1957、10頁)。こうして、中小小売業の合理化をめざすために組織化が求められることになる。具体的には、1949(昭和24)年に制定

された「中小企業等協同組合法」がその根拠を与えることになる。同法による協同組合の設立は、4人以上の事業者が発起人となることという以外は特に要件が設定されていない²。このことは組合員間の同質性を高めて経済的共同事業を行なう競争主体となることが想定されていた。

このように、組織化によって合理化することで経済的利益を獲得することが期待されたのであるが、実際はそれほど想定されているようにはならなかった。たとえば、それは協同組合の結成において「一地域内の全同業者が、数十人、百数十人、時には二百を超える多数の人たちがまったく無差別に挙げて包括的に一箇の単位協同組合の結成に走った例は決して珍しくはない」（松井、1958、253-254頁）状態であった。つまり、実際の運用過程では同法の意図している競争主体の確立ということになかなかつながらなかった。むしろ、依然として戦前型と同様の、可及的多数によって組織化することが指向されていた。そこから導かれる結果は、得られる利益も「きわめて不均等にしかうけられず、構成員のうちには組織結成の利益がほとんど皆無」（同上、254頁）という事態も起こり、その結果「低調な組織化への意識」（同上、249頁）がもたらされたのであった³。

以上のことは、中小小売業一般についての内容であるが、商店街においても同様であったことは容易に推察されるだろう。むしろ、同法が同業種による協業化を想定していることから、異業種の集まりである商店街にとってはより困難であったと考えられる。

協同組合として商店街が順調に展開することが難しいのはそれだけではなかった。一言に「商店街」といっても、その中身は業種が多様であるだけでなく、規模の大小による多様性もある。さらにそこには民家などのしもた屋が同じ商店街内に軒を連ねることもよくみられる。つまり、事業者・非事業者の違いによる多様性もあるということだ。しかし、協同組合の組合員資格は「中小規模以下」の「事業者」に限定されていた。そのため商店街で協同組合を設立するには中小小売業が高密度に集積していなければならなかった。つまり同法による組合化について、「組合員数に関する規定は一切除外されたが、地域組合として活動するためには一定の密度が必要であった」（石原、2004、289頁）。

いずれにせよ、同法において商店街は「事業者」の団体だという認識が前提にあったことが確認できる。このような認識は戦前以来、大きくは変わっていないといえるだろう。そのことは、商店街のもつ多様性とのズレをもたらすこととなり、商店街の組織化を困難にさせてきたといえることができる。ところが、そのような前提がもつ問題を強烈に認識させることが起こる。以下では、そのことについて述べる。

3 商店街振興組合法の成立過程

前節では、振興組合法前史として協同組合法による組織化についておおまかに確認した。そこでみられたことは、商店街は事業者の団体という認識が暗黙的な前提としてあったということである。そのため、事業者以外も含んでいる商店街の多様な側面と協同組合法とのズレが組織化を阻んでいたということである。実際に商店街自身も協同組合化することができず圧倒的多数が法人格を持たない発展会など任意団体のままであった。

しかし 1962（昭和 37）年に、それが大きく転回する。すなわち、戦前を通して初となる商店街単独の組合法の「商店街振興組合法」の成立である。一般的に、そのきっかけとして東海地方を襲った伊勢湾台風がいわれている。たしかに、それが大きかったことは間違いないが、実際のところ、どのように成立したのかということは、これまであまりふれられなかった。だが、組織化政策の歴史として捉えたとき、振興組合法の成立は単なる新しい法律の出現ではなく、大きな転換点として位置づけられると考える。

では、商店街における組織化政策の転換とは何であったのか。なぜ協同組合法の改正ではなく、振興組合法の成立だったのか。いったい商店街のどのような側面が考慮され、どう捉えられたのか。それらのことを明らかにするには、あらためて振興組合法の成立過程を捉えることが必要だと考える。以下では、まず同法成立のきっかけとなった伊勢湾台風が、従来の組織化政策に何をもたらしたのかを確認する。次いで同法成立において重要な役割を果たした愛知県商店街連盟（以下、愛商連）についてのあらましをつかむ。そして同法の成立に際して、当時の国会議事録からどのような議論がされたのかをみていく。そこから、商店街が単独で組合法を必要とした理由、その意義について考えていきたい。

表:商店街振興組合法の制定に関する年表

1949年6月 (昭和24年)11月	中小企業等協同組合法公布(7月施行) 愛知県商店街連盟創立総会(於:名古屋・中部経済会館) 初代会長:東澄夫(愛知県商工部長)就任
1951年5月 12月 (昭和26)	山田泰吉、愛商連の第二代会長に就任 「全国小売商業者躍起大会」開催(於:名古屋・愛知県商工館) (東京都商店街連合会、愛知県商店街連盟の呼びかけ)
1952年4月 (昭和27)	全日本商店街連合会(全商連)の結成大会(於:東京・共立講堂) 初代会長:保坂幸治(東京都商店街連合会)就任
1956年5月 (昭和31)	第2次百貨店法公布
1957年11月 (昭和32)	中小企業団体の組織に関する法律公布(団体法)
1959年4月 (昭和34) 6月 6月～7月 9月 10月 12月	小売商業調整特別措置法公布 岩戸景気(～1961年初頭) 「商店街団体実態調査」(中小企業庁) 伊勢湾台風(26日) 中小公庫、国民公庫、伊勢湾台風災害貸付(28日) 風水害による被害の中小企業者に対する災害融資に関する特別措置 閣議決定 (特別措置法12.10公布、事業協同組合については12.16公布) 愛商連会長の山田泰吉が衆議院災害地対策特別委員会に参考人として出席
1960年9月 (昭和35)12月	山田泰吉が池田総理宛てに「中小商業育成に関する要望書」を提出 所得倍增計画の決定
1961年3月 (昭和36) 4月 7月 10月 11月	「百貨店拡張絶対反対小売商大会」開催(於:東京・日比谷公会堂) 全商連定期総会、第4代会長:山田泰吉(愛商連)就任 都商連が「商店街組合振興法案要綱」の発表(19日) 全商連が「商店街振興法案要綱」の発表(20日) 「全国商店街連合会会長会議」(於:東京) 各政党代表など多数の国会議員が参加、法制定早期実現を訴える 「商店街組合法案」(社会党案)の提出(20日) 「商店街振興法制定促進東海四県総決起大会」開催(於:名古屋)
1962年1月 (昭和37) 3月 4月 5月 10月	「全国事務局長会議」(於:名古屋) 「商店街振興法制定促進全国総決起大会」開催(於:東京・日大講堂) 「商店街における事業者等の組織に関する法律案」(自民党案)の提出(10日) 商店街組合法案(社会党案)の撤回、自民党案の自民・社会・民社の共同修正(27日) 商店街振興組合法公布 初の振興組合設立(和歌山市「堀止商店街」)
1963年7月 (昭和38) 8月	中小企業基本法公布 初の振興組合連合会設立(名古屋市商店街振興組合連合会)
1964年5月 (昭和39)	初の県振連設立(愛知県商店街振興組合連合会)
1968年4月 (昭和43)	全国商店街振興組合連合会設立、初代理事長:平松兵治(愛知)就任 加盟都道府県:北海道、東京、愛知、福井、和歌山、大分

出所:愛知県商店街連盟(1963)、愛知県商店街振興組合連合会(1974)、全国商店街振興組合連合会(1979)(1999)、中小企業庁編(1973)の他に『日本経済新聞』、『中部日本新聞』、『第39回国会衆議院商工委員会議録第9号』、『第40回衆議院商工委員会議録第32号』、『同第37号』より作成

3.1 成立のきっかけ：伊勢湾台風がもたらしたもの

「猛台風 15 号 中部一帯に大被害——死傷者五百、不明百三十 名古屋南部は大浸水」⁴とは 1959 (昭和 34) 年 9 月 26 日に起こった伊勢湾台風の状況を伝える地元紙の見出しである。この記事以後も被害は拡大し、三重・愛知・岐阜の東海 3 県で死者・行方不明者 4,700 名を数えた。また家屋流水・全壊約 4 万戸、半壊約 10 万戸など金額にして 5,230 億円の台風史上最大の被害をもたらしたという。これにより商店街を含む都市の主要な機能が壊滅状態となり、市民生活を直撃していた。それを回復するためにも商店街の復興は緊急の課題であった。

当時、もっとも懸念されていたことのひとつとして、物資の流通が麻痺することによる混乱であった。実際に、この災害につけ込んで暴利を得ようとする悪質な商人が出始めていたことも、当時の新聞では報道されていた⁵。そのような懸念に対して、愛知県議会は「復旧資材や必需品の高騰に対し暴利取締例を適用、取締られたい」⁶と県警本部に申し入れを行なった。県警本部がこれを請けて、名古屋地方検察庁との話し合いをもった結果、それは「暴利をむさぼる悪質商人が多発するおそれがあるので・・・前科の有無を問わず、身柄つきで起訴する」⁷として厳罰でのぞむことが発表された。つまり物資が正常に流通するということが、それほど重視されていたということである。前述のような悪質の商業者が問題とされる一方で、誠実な商業活動をする商店街商業者もいた。それは「アーケードを吹っ飛ばされた」り「商品を水びたしにされ」ながらも「倒れた店の前に戸板を並べてお客の消費生活を守り抜こうとする」商業者や、汚れのついた衣料品を「被災者に無料で提供したという」商業者たちであった⁸。

以上のように、商業者はどちらの意味にしても市民生活にとって重要な存在であった。また、だからこそ、商店街など小売機関⁹の一日も早い復興が求められたといえる。そのためにも、政府の商店街に対する復興支援は欠かせないものであった。そういった認識は、政府予算委での「何といっても中小企業対策の一番大事なことは・・・金融の問題でございます」¹⁰という発言にもよくあらわれている。ただ、このような認識があったことと、実際に事態が順調に進展するかは別であった。現に、上記の委員会においてそのことが議論されている。以下にそのやりとりの一端を引用する¹¹。

農林省は今度の災害にあたって、農民に対して非常に行き届いた手配をしておった。ところが・・・今一番罹災者で困っておりますのは、商店街、あるいは商工組合の公共施設であります。そういうものの復元に対して非常に困っておる。これは農林省と同じような御措置をとっていただきたいと思う。わけでも一番被害の大きいのは、商店街の公共施設でございまして、街路灯であるとか、あるいはアーケードであるとか・・・もう軒並みに倒れております。そうしてこれに対する融資を頼みにいっても受け付けてくれない、補助金をもらいたいといってもくれない。・・・こういう公共施設に対しても十分配慮してやるべきであると思います

中小企業の共同施設につきまして、御承知の中小企業振興資金助成法、こういうものを活用いたしまして、

補助金を重点的に回すように処置いたしますと同時に、商工中金を通じまして、組合関係につきましては低利で三百万円までの分は出せるようにいたしております。また、復旧につきまして、今後われわれとしてもできるだけの措置をとっていきたい

上段の委員の発言は農業関係の手厚い支援に比較して、商工関係には少ないのではないかとの疑問であった。また、その内容からもわかるように、特に商店街のアーケードなどの共同施設への被害に対しての支援が円滑に進んでいなかったことがうかがわれる。それに対して、下段の通産大臣も支援の必要性を認めてはいるが、その受け皿は組合であることが前提であった。現に、零細企業への支援の問題として議論されているときも「こういう場合には組合によつての金融が一番ではないかと思います。・・・早く組合を作つてみんな共同資金で借りるようにしたらいいだろう」¹²として、明示的に組合化の必要を訴えている。しかし、容易に推察できるようにここに現実の事態とのもっとも大きなズレが存在していた。それは災害、約2ヵ月半後の災害地対策特別委で参考人として出席した、愛知県商店街連盟会長の山田泰吉の訴えに如実にあらわれている。長くなるが順を追ってみていく¹³。

今回の災害に対します政府の補助をいただこうと致しております補助対象は、街路灯、アーチ、アーケード等でございます、これらの施設は、ご承知の通り個人の利益のものだけでなく・・・半ば公共用になっておると思うのでございます。・・・小売商の方々が・・・最下位にあるような生活状況が続けております。・・・しかもこれらの方々に対して、社会施策におきましては今日まであまり政治的に見るものがなかったのでございます。しかるに、今回の災害に対しまして・・・共同施設に対しましてその損害の助成が特別立法されました・・・私たち小売商人は・・・おのおの力で、ただいま立ち上がっておりますが、これらの零細業者が、今日大資本といわれております百貨店等のいわゆる文化施設、これらに押されまして非常な不況にあえいでおりますのを、共同の力でせめて町を明るくし、きれいにし、そうして自分らの商店を守ろうといたしております。この共同施設の損傷だけ、何とか国の政治の力で見ていただきたいというのがこの対象物件でございます。しかも、悪いことには、我が名古屋市におきましては、本年御承知のように市政施行七十年にあたり・・・この祝賀記念事業として・・・アーケード等を修復したり、新設いたしました。・・・この二重、三重の負担に対する政府の余恵を与えていただきたい

上の発言では商店街の公共的側面を強調し、その復興支援を要望している。また、そこに百貨店の存在が商店街への強い圧迫となっていることが述べられており¹⁴、そのことがより支援の必要性を高めているとして、強く支援を訴えている。共同施設への支援の必要性は先の予算委でも認識されており、そのための法整備もされていたことから、政府としてもまったく異論はなかったとみてよい。しかし、それでも参考人として出席した山田が支援を訴えたのはどういう点に問題があるとしていたのか。さらに山田の発言をみる¹⁵。

（補助対象となるには - 筆者）商店街、商工会等の任意団体が協同組合に移行することを条件としておられるようですが、これは賛成できないのであります。なぜならば、商店街、商工会等は、協同組合に改変することは、原則としては私も賛成しておりますが、今補助金給付の対象として、急速にこれを移行させることは無理が生ずるからでございます。地域的な協同組織であります商店街、商工会等は、御承知のように同志的な経済組織である。協同組合とは全く性格が違っておりまして、いわゆる構成員から見ても地域組織でございます。商店街、商工会等は、同じ町内に住んでおります各種いろんな商売の方々や、中小さまざまな会社、商店が一様に加入しておりますから、これを急に協同組合にしなければならない、そしてしかも、その物件を協同組合の管理に移行しなければならない、財産権の移行でございますが、こういうことを急速にやりますと、いろんな問題が生じますので、この点は、指導方針としてはどこまでも私たちも、協同組合にして参りたいと思いますので、根本的な条件となさらないようお願いしたいのでございます

山田の訴えは、最終的には東海 3 県に 5,000 万円の国庫補助の交付につながるのであるが、それは補助を受けた後は早急に協同組合へ再編成すること、という条件でのことであった（愛知県商店街連盟、1964：全国商店街振興組合連合会、1979）。

要するに、商店街が支援対象とされるべきということは共通認識であったが、そのための条件について大きな溝があった¹⁶。つまり、政府はあくまで法人化の必要があるという姿勢であり、法的団体でない商店街は補助対象となることができない。そうすると、商店街は中小企業等協同組合法による事業協同組合しかないが、そもそも業種別組合を想定している協同組合では異業種の集まりである商店街にそぐわないのである。さらにそれだけではなく、商店街には商業者などのいわゆる事業を営む者だけが立地しているのではなく、しもた屋といわれる民家などの非事業者もそこに立地していることがある。しかし台風による災害は、それらの違いに関係なく一律に被害をもたらす。すなわち、このことは事業主体を想定する協同組合と、異業種や非事業者を内に含む商店街の地域団体的側面とのズレを決定的に重要な意味をもって浮かび上がらせることとなった。つまりこの段階になって、商店街における組織化の困難性がもたらす問題の大きさが強く意識されるようになったといえる。

こうした経験から、「共同事業を中心とした縦割りの組織の協同組合よりも、街ぐるみ一体となって、公共的施設整備も含めた環境整備事業をも推進しうる確固たる組織づくりの必要性」（全振連、1979、25 頁）が認識されるようになった。これ以降、商店街独自の法律制定の運動が始まる。すなわち、戦前以来の達成されえなかった商店街の位置づけを獲得するための運動である。

3.2 成立の運動基盤としての愛知県商店街連盟

以下では振興組合法の成立過程そのものを述べる前に、愛商連について述べる。というのは、同法が成立する際に現場の商業者からの運動が重要な要因の一つであったのであるが、その運動をもっとも活発に展開したのが愛商連だからである。したがって、以下では振興組合法制定の運

動を積極的に展開させた愛商連がどのようにして発生したのか、ということについて述べるため、前項よりも時間軸は前の段階の内容となる¹⁷。

愛商連は戦後から間もない1949(昭和24)年11月に誕生した。だが、この結成は商業者だけによって主導されたのではなく、当時愛知県商工館長だった万代敏夫の先見性によるところが大きい。当時の状況について万代は「生産施設は急増し、生産が需要を追い越すのも間近にあると思われた。小売商がいままで通り売り大名式に安閑としていたのでは、悔を千載に残すものとなると思われたので、将来のため積極的に組織化を促進し、その団体を通じて育成指導することが先決問題と考え、」(愛商連、1964、5頁)結成したと回想している。たしかに、このときは中小企業等協同組合法が制定された時期でもあり、中小企業に向けての政策が見られるようになった時期でもある。しかし、その中心はあくまでも製造業であり、商業に対しては依然として、その視線が向けられていたとはいえない時期であった。さらに、供給が需要を超過するということ、この時に想像することはそれほど一般的なことではなかったと思われる¹⁸。そのような中で、上記のような万代の考え方はかなり先見的であったといえることができる。

こうして愛商連は万代が主導的に数人の商業者と協力することによって、県下85商店街3,200店舗の加盟のうちに結成されたのであった。初代会長には愛知県商工部長の東澄夫が就任¹⁹したのであるが、これは商業者では「暇が少なく、途中でくずれるようになっては」(同上、6頁)いけないという万代の配慮であり、軌道にのり次第商業者に譲るという措置でもあった。

実際に結成から1年半後の1951年5月には前項で登場していた山田泰吉が第2代会長に就任している。山田は名古屋の中心地である広小路連合発展会の会長を務めるなど、当時から活発な活動を展開している人材であった。山田は会長就任後も積極的な取り組みをみせ、同年12月には全国商店街に呼び掛けて名古屋で「全国小売商業者蹶起大会」といった全国規模の会合を開催した。全国規模の会合を「名古屋」で開催したということが、他の地域に比べていかに当時の愛商連が活発であったかがよくあらわれている。この開催が一つのきっかけとなり、翌1952年4月の全日本商店街連合会(以下、全商連)の結成へとつながっていくのである。当時の陣容として、全商連初代会長には東京代表の保坂幸治が就任し、山田は副会長兼行政対策委員長に就任している。これ以降、山田は自身の活動の場は全国へと広がっていった²⁰。

一方で、愛商連ではこの時期どのような事業を重視していたか。それはまさに協同組合による組織化の促進であった。同年、また翌1953年の事業大綱ではそのことが第一にあげられており、組織化することで共同施設の設置・共同事業の強化・金融の改善することが目指されていた。このような、実際に協同組合による組織化を目指していたという内容は、前項での山田の発言とも符合するものである。ただし、やはり山田がそこで発言したように、組合化を促進すべきという意識があることと、実際に協同組合に組織化が順調に進んでいるかどうかということは別であった。

それを表わすものとして、1959年6~7月にかけて中小企業庁によって行なわれた「商店街団

体実態調査」²¹がある。愛知県では 23 市中、新城・稲沢の両市を除いた 410 商店街が調査対象となった。それによると当時の組織形態は協同組合 7.7%、任意団体 92.3%であった。このように、全国でも活発な取り組みを展開していた愛商連ですら、協同組合による組織化が 1 割に満たないことを考えると、全国的にはさらに組織化は進んでいなかったことが推察され、組織化が困難であったことをあらわしている。

以上のように、協同組合による組織化はたしかに順調に進んでいたとはいえない状況ではあった。しかし、だからといって愛商連の取り組みが活発でなかったと決めつけることはできない。同じ調査をもう少し詳しくみると、その中で主な共同施設の整備状況についての調査項目がある。それぞれをみると街路灯 63.4%、街路舗装 45.6%、ネオン 32.7%、アーチ 26.3%となっている。このような施設を整備する事業は、通常は多くの費用がかかるのであるが、なぜ愛商連では費用のかかる施設をこれだけ整備することができたのか。

愛商連では 1955 年以降、県より助成金が「商業団体事業助成費」として交付されている²²。実は、このように商店街に対して助成金を出している県は全国で「どこを探しても見当たらなかった」(同上、18 頁)といわれるほど当時としては珍しいことであり、それは「愛商連の熱心な街づくりへの実績が県の認めるところとなったため」(同上、17 頁)ということであった。

つまり、愛商連では積極的な取り組みが行なわれており、特に施設の整備にかなりの力を入れていたことがうかがえる。それだけに、前項で述べた伊勢湾台風による被害はひととき大きかったということが考えられる。こういった元々の愛商連という活発な組織があったからこそ、台風による大きな被害に直面したときに、振興組合法制定の運動へと昇華されていったと考えることができる。

3.3 成立の過程と全日本商店街連合会の取り組み

振興組合法制定の運動は全商連、中でも愛商連がもっとも活発にそれを展開していく。ただし年表からもわかるように、被災後すぐに運動が全国的に展開されたわけではない。たしかに 1960 (昭和 30) 年 9 月に山田が当時の池田総理宛に陳情をしている。しかし、折しも日本経済は岩戸景気の真っ只中にあり、さらに同年には所得倍増計画も打ち出され、人々はその好景気に酔いしれていたといってもよかった。したがって被災地の商店街が困難な状況にあったといっても、全国的な運動として盛り上がりをみせることは、それほど簡単ではなかったと考えられる。

全国的な盛り上がりの様子をみせるのは 1961 年 3 月以降である。同年 4 月の全商連定期総会では、「商店街法制定、百貨店・スーパー進出阻止」(全振連、1979、25 頁)など当面重要とされる諸活動の積極的促進が決議された。また、この総会において愛商連の山田が全商連の第 4 代会長に就任する。山田は「自ら先頭に立って、寝食を忘れ、身を粉にして東奔西走した」(同上)といわれるほど積極的に取り組み、法制定の運動を大きく進展させた。同年 7 月 19 日には都商連が「商店街組合振興法」の要綱案をまとめ、翌 20 日には全商連が都商連や各府県商連の考え

を集大成するかたちで「商店街振興法案」(以下、全商連案)を発表した²³。

目的；中小商業者および中小サービス業者が構成する商店街の整備、発展を助成し、安定と振興をはかる。

定義；特定地域内の特定場所で近接して事業を営む二十戸以上の中小商業者または中小サービス業者が構成する団体をいう。

組織；特定場所にある中小商業者および中小サービス業者の三分の二以上の同意を要する。

商店街金庫の設立；共同施設についての事業を援助するために設立。資本金は政府、地方公共団体による出資と商店街および商店集団の出資とで調達し百億円とする。

他の関連事業との調整；百貨店、スーパーマーケット、生協、購買会、その他政令に指定する業者が店舗を設立する場合は既設商店街の同意を得なくてはならない。

全商連案の特徴は伊勢湾台風での経験もあることから、事業協同組合のように業種別のタテ割りの側面を全面的に排除した内容となっており、共同施設への支援も明示されている。

全商連案の発表後、早速 21 日より「大普及啓蒙活動」(同上)の地方遊説が開始された。9 月には盛り上がりもみせ始め、政府関係方面への具体的な陳情や政治折衝の取り組みも開始された。このように積極的な取り組みがされていたが、政府・中小企業庁では商店街振興策の検討はあったものの、単独法の制定ではなく団体法の一部改正での対応が意図されていた²⁴。それに対して、全商連はあらためて「全国商店街連合会会長会議」(10 月 16 日)を開いて政府・政党関係者に法制定の促進を訴える機会をもつ。席上、自民・社会・民社各党の中小企業対策委員がそれぞれの見解を説明し、社会党については近く「商店街組合法案」(以下、社会党案)を国会に提出する予定であることが述べられた²⁵。その後、社会党案は 10 月 20 日に国会へ提出された。社会党案の提案理由と設立要件を簡単に確認しておこう²⁶。

今日の段階では協同組合法、団体組織法等の現行組織関係法は現実の事態にそぐわず、その組織率はきわめて微々たるものであり・・・大多数の任意組織たる商店街は、法人格をもたないがために、国の法律上または行政上の助成を全く受けていないのであります。・・・現行法の欠陥がこれら商店街を任意団体にとどめているのでありますから、逆に現行組織関係法の是正が必要なのであります。

上は提案理由であるが、基本的にこれまでのタテ割りの側面を排除することが指向されており、その点は全商連案と同じである。そのために設立要件の簡略化が図られる。設立には有資格者の 3 分の 2 以上の合意とその内過半数が小売商業を営むものとされる。また組合員資格は基本的に地区内小売商業者・サービス業者にあるが、定款に定めた場合はそれ以外の事業者を含むことができる。小売商業・サービス業以外の業種も構成員として含められた点は、全商連案よりも間口が広げられたといえることができる。

以上のような政府・政党への働きかけや単独法の社会党案が提出されるなど、状況はますますの盛り上がりを見せるようになる。11月10日には愛知・岐阜・静岡・三重の東海四県が総決起大会を開催し各方面地域へ大きな反響をもたらした。その翌月には、ついに自民党の1962年度予算大綱に「小売商業・小規模事業者の経営の安定のため、組織の整備と指導機構の強化を図り、商店街を育成振興する」として「商店街振興策樹立が初めて打ち出され」、「今次国会へ、商店街振興法を単独法として提出する」ということが掲げられた（全振連、1979、26頁）。

このことによって単独法の実現がいよいよ現実化に向かっていき、全商連の取り組みもさらに活発化する。それをもっとも象徴するものとして1962年3月9日「商店街振興法制定促進全国総決起大会」が開催される²⁷。同大会は12,000人余りの全国商業者が東京・日大講堂に集結し、政党関係者では各党の幹部をはじめ200人以上の議員が臨席する大規模なものであった。また、そこでは「地域社会の繁栄のため、われわれの人格と商権とを保証する唯一の法律『商店街振興法』の今国会における制定を目ざす」との宣言・決議が満場一致で可決され、さらに同会場から東京駅までのデモ行進も行なわれた。これによって全商連の存在感を全国に知らしめることとなり、法制定に大きく拍車がかけられたといわれている²⁸。

その後、同月27日に自民党による商店街振興法の要綱が発表され、4月10日に「商店街における事業者等の組織に関する法律」（以下、自民党案）が議員提案として国会に提出された。以下、少し長くなるがその提案理由・内容を確認しておこう²⁹。

商店街には・・・その地域内の事業者は、すべて、その地域全体の繁栄をはかることによって、自分達の事業の繁栄がはかれるという共通の利害関係を有しております。・・・商店街における組織は、商店街という商業地域で営業をする異なる業種の事業者が組織すべきものであるのに対し、事業協同組合は、原則として、同業種に属する事業者が・・・共同経済事業を行なうことを目的とするものであり・・・（中小企業等協同組合法 - 筆者）によるいわゆる商店街組合も・・・小規模事業者のみが集まって・・・共同事業を行なうことができるのみで、いまだ不十分な点があるのであります。／商店街の繁栄をはかるためには・・・共同経済事業のみでなく、事業を行なう場所すなわちその地域の環境整備事業を行なうことが必要となって参ります。ところが、この点については、事業協同組合は、全く予想していない・・・また組合員資格につきましても・・・特に環境整備事業を行なう上には、その地域内の事業者は、百貨店も、銀行も、中小小売業者も含めて・・・さらに必要がある場合には、事業者でない個人までも、組合員となるのでなければ、その事業を遂行することはむずかしいのであります。

これまでは事業者の事業活動について協同化するという発想であったが、事業を行なう場所としての地域に対しての環境整備事業が主要な位置づけを与えられている。また環境整備事業の展開のためには多様な組合員で構成される必要があるとしている。それは業種・規模だけではない。社会党案までは事業者が想定されていたが、自民党案では定款で定められた場合は事業者以外に

も組合員資格の間口が広がられている。以上のことから、全商連案・社会党案と大きく異なっているわけではないが、商店街の特性としてより地域の側面が強調されていることが特徴だといえる。設立要件としては、地区内有資格者の3分の2以上の同意と、その内3分の2以上が商業者・サービス業者であることとなっている。

以上の自民党案をうけ同月27日には社会党案を撤回し、前者に修正案・付帯決議を加えることで衆院商工委を可決される。なお、この修正案をうけて名称が「商店街振興組合法」となり、設立要件についても組合員の内、「商業者・サービス業者が3分の2以上」から「小売商業者・サービス業者が2分の1以上」に修正された³⁰。この後は翌日の衆院本会議を通過し、会期の最後となる5月7日に参院商工委および同本会議を送付案どおりで可決され17日に公布された。これによって、ついに戦前以来で初となる商店街の単独法が成立することになった³¹。

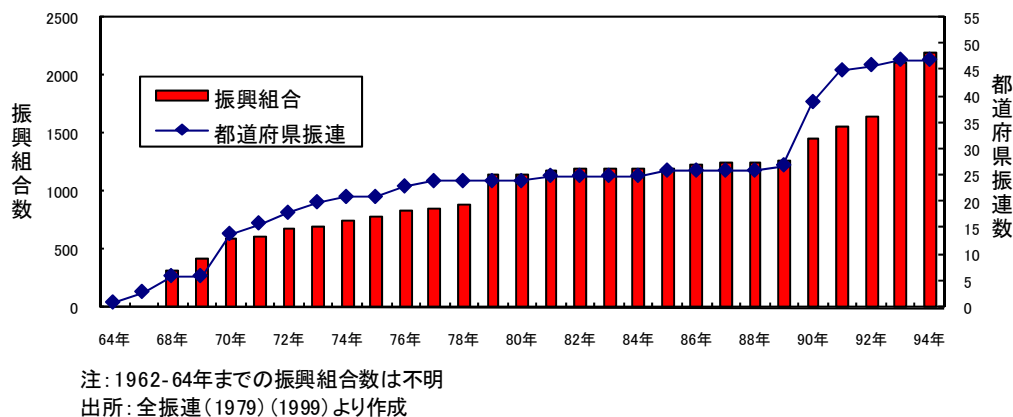
4 商店街振興組合法の意義と実際

以上のように、振興組合法は全商連案が発表されてから1年を満たない異例の早さで成立にいたった³²。商店街は同法の成立によって、ようやく政策上に明確な位置づけを得ることができたといえる。以下では、同法の意義について確認したい。まず同法が制定された理由として、大きくは次の二点である。第一に事業活動への協同化だけでなく、事業を行なう場所そのものの環境整備が必要とされたこと。第二にそのためには業種・規模の多様さだけでなく、必要であれば非事業者も構成員として含められたことである。

このことから明らかなように、商店街の地域の側面を取り込んだものとなっている。これまでの中小小売業への組織法は、基本的に事業者・経済的な共同事業のためのものであった。しかし、振興組合法は「一面においては業者の振興をはかり、一面においては商店街全般の発展向上をしていこう」³³とするものである。また、当時の中小企業庁長官も「従来の組合のほかに、制度のほかに、一種の町作りのような観念を入れて新しい立法がされて」³⁴いるということを述べている。それは、これまでの組織化の根拠とは明らかに異なっている。つまり、事業者による経営合理化のための組織化から、地域そのものを発展向上するための組織化である。

たしかに振興組合法が想定する地域は商店街に限定されることから、現在からみれば十分とはいえない。しかし、それでもこれまでの経済的事業による「経営合理化のための組織」から「地域のための組織」という二つの根拠が見出されていることは重要である。なぜなら、前者のみを指向した組織化であれば、中小企業等協同組合法までの組織法で対応できないことはないからである³⁵。つまり、振興組合法は後者を指向した「町づくりを最大のねらいと」³⁶したものといえる。この意味で、同法はこれまでと根本的に異なったものである。すなわち、振興組合法の意義とは商店街がもつ多様な側面を明示化し、組織化の根拠としての地域組織を制度的に位置づけたことだと考える。

図：振興組合および都道府県振連の推移



以上のように、振興組合法は商店街における組織化のための組合制度を整備したが、そのことによって商店街の組合化がただちに進むということにはなかった。同法制定当時の任意団体および商店街協同組合を合わせた商店街団体は約2万といわれており、その内、商工会のある地域を除いて約13,000が年内には組合化すると思われていた³⁷。ところが、その予想とはまったく異なり、振興組合数をみても明らかなように設立は遅々として進展しない（図参照）。全振連にしても1968（昭和43）年に設立されるのであるが、加盟は6都道府県にしか過ぎない状態であった。そのような少数での「全国連合会の認可は異例のことであったが・・・近々に抜本的組織の拡充を図ることを前提としての特例認可であった」（全振連、1979、34頁）。しかし、全都道府県の連合会が全振連に加盟するのは1993年まで待たなければならなかった³⁸。また、連合会・振興組合の増加が1990年代以降となっていることから、一般的な傾向として組合化が円滑に進まなかったことがみてとれる。

組合の設立が円滑に進展しなかった理由は、少なくとも次のことが指摘できるだろう。本稿で取り上げた振興組合法以前の各組合法と比較しながら確認しよう。まず、組合員有資格者の3分の2以上の同意が必要ということである。戦前の商業組合が過半数の同意で設立可能だったことを考えると、実は振興組合の設立要件がもっとも厳しいことがわかる。しかし地域組合という側面を有している以上、それなりの規模が必要となることは仕方のないことでもある。この点は、組合員数にかんする規定を除外していた中小企業等協同組合法とは対照的だといえる。また、組合員中の過半数が小売商業・サービス業という条件はあるものの組合員資格が多様な振興組合法は、その意味で組合員の種類にかんする規定を除外したということができる。

つまり、振興組合法は地区内の対象となる最大多数の組合員を必要とし、そのためになるべく多様な組合員資格を設定したということである。この最大多数を求めること自体が、ひとつの困難をもたらす。すなわち組合設立の困難性である。

しかし、そのこと以上に重要なことは、最大多数を要することで組合内に最大級の異質性を抱え込むことになる。基本的に組織内の異質性をコントロールすることができない商店街は所縁型組織である。そのことは特に組合運営の困難性をもたらすことになる。こういったことが組合化したはいいが、融資の受け皿として以外の活動が見出されず、また積極的な活動を阻害することになり、いわゆる休眠状態の組合を多く生み出すことにもつながった。したがって、振興組合法においても組織化の困難性が克服されることはなかったといえることができる。すなわち、振興組合法が最初の期待どおりにいかなかったのは、こういったことが理由としてあったためと考えられる。

もちろん、こういったからといって振興組合法がまったく有効でないというのではない。それは、あくまで一般的な傾向であり、積極的な取り組みで今日においても繁栄している商店街もある³⁹。むしろ、振興組合法はその実際として多くの制約を抱えてはいたが、商店街における地域組織の側面を制度化したことに意義があったと捉えるべきだと考える。つまり、商店街における多側面を明示化したことで「経営合理化による競争主体の育成」のための組織化一辺倒ではなく、「地域の向上発展」のための組織化、という新たな方向性を示したということである⁴⁰。

5 おわりに

以上、振興組合法の成立過程とその意義について述べてきた。伊勢湾台風をきっかけとして商店街における組織化政策は大きく転回する。もはや詳細を繰り返すことはしないが、同法は商店街の単独法であり、従来までとは根本的に異なる。なぜなら、それまでの中小小売業の組織化政策が基本的に「事業者」による経営合理化と、その結果としての競争主体の育成を指向するものであったが、振興組合法は特に商店街の特性を見出したからである。商店街そのものの組織化を目的とした法律であるだけでなく、地域組織という側面を制度的に位置づけたのである。すなわち地域の向上のための組織であり、商店街の「街」としての側面が制度化されたということである⁴¹。

このことから十分とはいえなくとも、ひとまずは商店街を組織化する政策の形式が整えられたといえることができる。ただ既述のように、実際の運用では期待されたほどの結果をもたらしたわけではなかった。商店街の組合は地区内有資格者の大半を組合員とすることを設立要件としている以上、仲間型組織となることは基本的に困難である。というよりも、所縁型組織であることが前提となっている。しかし、だからといって、商店街は組織として積極的な活動を行うことがで

きないのかといえそうではないだろう。むしろ、ここで重要なことは異質性を排除することだけを議論するのではなく（そもそも排除自体が現実的でない）「それを含んだままで行動する組織の運営原理を開発すること」（石原、1995a、13 頁）である。

では、その方向性とはいかなるものか。繰り返しになるが、振興組合法の意義は商店街のもつ多様な側面があることを明示化し、地域組織の側面を制度化したことにある。このことの含意は、果たして商店街組織は「経営合理化による競争主体の育成」といった事業主体としての側面のみを目指すものか、ということをあらためて考えなければならないことである。すなわち、商店街の地域組織的側面とはいかなるものかということをかんがえなければならない⁴²。そういった意味で振興組合法は、商店街のもつ多様な側面を浮かび上がらせたところに意義があるということができる。

【注】

- ¹ それ以前の、例えば戦前の組織化政策については濱（2005）を参照。
- ² 中小企業等協同組合法の内容については稲川宮雄（1949）を参照。
- ³ もちろん、中には協同組合として組合内の異質性の制御に成功して、同法が意図している積極的な共同事業を展開した事例もある。例えば、日本専門店会連盟編（1977）：互栄会編（1988）を参照。
- ⁴ 『中部日本新聞』1959年9月27日付。
- ⁵ 同上、9月29日付。
- ⁶ 同上。
- ⁷ 同上、10月5日付。
- ⁸ 同上、9月28日付、10月5日付。
- ⁹ 本稿では、直接的には商店街振興組合法を対象としているため詳述することはできないが、例えば、小売市場の復興も特に強く望まれていた。それは「適正価格が守られ商品の販売ルートを乱さないためにも地元の市場の開設が必要」とされており、実際に国民金融公庫からは担保無しで20～30万円の復興資金が貸し出されていた（同上、10月28日付）。
- ¹⁰ 『第33回国会衆議院予算委員会議録第3号』第1類第13号、1959年11月5日、14頁。
- ¹¹ 同上、15頁。なお、下段は池田勇人通産大臣による発言である。ただし、傍点は筆者による。また、本稿で引用する国会の各会議録については、インターネットサイト『国会会議録検索システム』においても全文が公開されている（<http://kokkai.ndl.go.jp/>）。
- ¹² 同上。ただし、傍点は筆者による。
- ¹³ 『第33回国会衆議院災害地対策特別委員会議録第15号』第2類第1号、1959年12月9日、8-9頁。また『中部日本新聞（夕刊）』（1959年12月9日付）にも同委員会での様子を簡単に紹介している。なお、参考人の山田は1961年4月12日に全商連の会長となり、振興組合法制定の運動を活発に展開する。詳細は本文に後述する。
- ¹⁴ この点に関しては、1923（大正12）年の関東大震災と同じ状況が起こっている。震災では百貨店も打撃を受けたが、震災直後からいち早く仮営業所などを開設し、日用品の廉売に取り組んだ。これをきっかけに百貨店の大衆化が進み、中小小売業との競合関係が引き起こされ、いわゆる中小小売商問題を惹起することとなった（藤岡、2004、182-184頁参照）。伊勢湾台風でも同様に、圧倒的な資本力のある百貨店が早くから立ち直っており、「カン詰めなど食料品も良く売れるが、ことに特売場での売上高は被災者の購買力で約二割ほどふえている」（『中部日本新聞』1959年10月28日付）と伝えていることからわかる。また、当時は岩戸景気の真っ只中でもあり、名古屋市内の百貨店は台風の年の年末商戦では前年比15%以上も上回るほどの好調さであった（同上、12月27日付）。
- ¹⁵ 『第33回国会衆議院災害地対策特別委員会議録第15号』前掲、9-10頁。ただし、傍点は筆者による。
- ¹⁶ ただし詳述できないが、補助要件として山田があげた問題は協同組合だけではない。それは以下の2点である。1）補助対象の地域指定が水害地域だけに限られていたこと、2）最低復旧費が指定額よりも少額の場合は補助対象とされないこと、であった。まず、1）についてはアーケードなど商店街共同施設への被害は水害だけでなく風害による場合も同様に大きかったことから、対象地域の拡大が求められた。2）では零細業者ほど復旧が困難にもかかわらず、その絶対額が小規模なため補助対象から外される場合があったことから、基準の変更が求められた（『第33回国会衆議院災害地対策特別委員会議録第15号』同上、9頁参照）。
- ¹⁷ 以下の記述は、基本的に愛商連（1964）、愛振連（1974）に基づいたものである。
- ¹⁸ 一般に戦後の日本経済が復興し始めるのは、1950（昭和25）年の朝鮮戦争による特需が大きなきっかけとされている（橋本、1995）。なお、終戦直後の商業（特に中小小売業）における政策上の位置づけについては、例えば濱（2008）を参照。

- 19 万代は副会長に就任し、そのほか商業者も数人が副会長に就任していた。その陣容は馬淵健寿（名古屋代表）木村直一（尾張代表）辻村又助（三河代表）というものであった（愛商連 1964）。
- 20 全商連の取り組みは主に 3.3 で取り上げる。
- 21 本調査は「中小企業庁が、商店街の実態を把握し、中小商業の組織化と集団経営に依る経営の合理化指導の指針とするため、全国都道府県に調査を依頼」（同上、28 頁）したものである。本稿では同調査における数値は愛商連（1964）によっている。
- 22 1955 年では 1,200 万円計上され、翌 56 年には 2,000 万円に増額されている。さらに 58 年には 5,000 万円にまで増額された（同上、30 頁参照）。
- 23 『日本経済新聞』1961 年 7 月 20-21 日付。ただし、引用の文章はそのままではない。
- 24 全振連（1979）25-26 頁参照。また、振興組合法の衆院通過後の参院商工委において、実際に当時の中小企業庁長官が「当初（改正 - 筆者）団体法案の中に商店街組合の名称を入れて、あの行き方でやるという案で考えておりました」（『第 40 回国会参議院商工委員会会議録第 30 号』第 9 部、1962 年 5 月 7 日、2 頁）と述べていることから明らかである。
- 25 『日本経済新聞』1961 年 10 月 17 日付。
- 26 『第 39 回国会衆議院商工委員会議録第 9 号』第 1 類第 9 号、1961 年 10 月 24 日、2 頁、7 頁。
- 27 全振連（1979）26-28 頁：『中部日本新聞（夕刊）』1962 年 3 月 9 日付：『日本経済新聞』1962 年 3 月 10 日付参照。
- 28 実は、法案提出の時期は会期末まで 1 ヶ月を切っており最後まで成立が危ぶまれていたが、同大会の開催や 35 万人分の署名といった全商連の勢いによって、異例の早さで成立することができたといわれている（「“中小企業国会” 成果とこれから（下）」『日本経済新聞』1962 年 5 月 11 日付参照）。なお、成立の過程については引き続き本文で述べる。
- 29 『第 40 回国会衆議院商工委員会議録第 32 号』第 1 類第 9 号、1962 年 4 月 19 日、7-8 頁。ただし、傍点は筆者による。
- 30 『第 40 回国会衆議院商工委員会議録第 37 号』第 1 類第 9 号、1962 年 4 月 27 日、1-3 頁参照。
- 31 本章ではふれていないが、振興組合法制定に際して、商工会が自身の存在意義を失いかねないとして、強く反対するということもあった（『中部日本新聞』1962 年 5 月 12 日付参照）。そのこともあり、振興組合は商工会がある地域には設立できないことになった。中小企業庁としても商工会を解散すれば振興組合を設立できるとしていたが、なるべく商工会を解散しないようにと打ち出すなど、対応に苦慮していたことが窺われる（『日本経済新聞』1962 年、8 月 10 日付、14-15 日付参照）。
- 32 実際に衆議院段階においても、わずか三十分でこれが成立したほどの急展開であった（『第 40 回国会参議院商工委員会会議録第 30 号』第 9 部、1962 年 5 月 7 日、1 頁参照）。
- 33 同上、2 頁。
- 34 同上。
- 35 衆参の商工委員会においても、「中小企業等協同組合法による協同組合組織でもでき・・・中小企業団体の組織に関する法律の改正によっても」（同上）組合化できるのに、なぜ商店街の単独法が必要なのかということが、最後まで論点としてあげられていた。なお、団体法による組織化は、このときの改正で設立要件が不況要件だけでなく合理化要件に緩和されている。
- 36 『日本経済新聞』1962 年 8 月 15 日付。
- 37 「“中小企業国会” 成果とこれから（下）」『日本経済新聞』1962 年 5 月 11 日付参照。
- 38 全振連（1999）84-85 頁参照。
- 39 例えば石原・石井（1992）では多くの商店街振興組合の積極的な取り組みが取り上げられている。
- 40 もちろんこういったからといって、商店街は経営合理化する必要がない、競争主体とならなくてもよい、という意味ではない。たとえば、地域組織としてうまく機能することで商店街が繁栄し、結果として商業機能を健全に果たせるようになることも考えられる。したがって、互いを排除しあうものではなく、むしろ補完的な関係にあると考えている。

⁴¹ 本稿では取り上げないが、1970年代「商業近代化地域計画」、80年代「コミュニティマート」構想、90年代「街づくり会社」構想、21世紀「まちづくり3法」というように、明らかに政策は地域やまちづくりといった方向性をもっている。現在のまちづくり3法は商店街の枠を大きく超えたものであるだけでなく、都市政策と流通政策とが連携したものである。しかし、本文からもわかるように都市や地域への視点は振興組合法の時期にはすでに存在していた。それは反面で両者の連携が政策として実現するには、「それだけの年月をかけた議論の積み重ねとまちづくりに関わる人々の努力が必要だった」（松島、2005、45頁）ということを示している。このことから、振興組合法以降の政策の歴史的変遷についても、さらに取り上げる必要があるが、その点については今後の課題としたい。

⁴² 実際の運用では依然として「経営合理化による競争主体のための組織化」のみが指向されていたように思われる。たとえば、この時期以降、百貨店だけでなくスーパーが全国を席巻することになる。そのためもあって全振連の活動も、大型店への反対運動などが主なものとなる（全振連、1979、1999）。さらに、1970年代以降、「大店法」が流通政策における時代を中心となる。大店法は需給調整の発想であることから、そこに地域への視点はない。このため商業近代化地域計画も、その実際は多くが「ハード型ワンパターン」や「駅前シリーズ」といった偏ったものであった。当然、振興組合法もその文脈のなかでの運用が中心となり例外でなかったことは容易に理解される。

<参考文献>

- 愛知県商店街連盟（1964）『愛商連 15 年史』。
- 愛知県商店街振興組合連合会（1974）『愛商連 25 年史』。
- 石原武政（1986）「中小小売商の組織化 - その意義と形態 - 」『中小企業季報』（大阪経済大学）1985 年度第 4 号、1-8 頁。
- （1993）「中小商業政策の軌跡」日本経済新聞編『流通現代史』日本経済新聞社。
- （1995a）「商店街の組織特性」『経営研究』（大阪市立大学）第 45 巻第 4 号、1-15 頁。
- （1995b）「競争主体としての中小小売業の組織化」『経営研究』第 46 巻第 3 号、1-18 頁。
- （2000）「日本における小売商業政策の展開と課題」アジア流通研究会編『21 世紀アジア流通を科学する - アジア流通フォーラム 2000（報告書） - 』流通科学大学。
- （2004）「中小小売業 - 過小・過多構造の動態 - 」石原武政・矢作敏行編『日本の流通 100 年』有斐閣。
- （2006）『小売業の外部性とまちづくり』有斐閣。
- ・石井淳蔵（1992）『街づくりのマーケティング』日本経済新聞社。
- 稲川宮雄（1949）『中小企業等協同組合法の解説』日本経済新聞社。
- カー，E.H.（1962）『歴史とは何か』岩波書店（清水幾太郎訳、岩波新書）。
- 互栄会編（1988）『互栄会三十五年の歩み』。
- 全国商店街振興組合連合会（1979）『10 年のあゆみ』。
- （1999）『30 年のあゆみ』。
- 全日本商店街連合会編（1962）『商店街振興組合法の解説 - その設立と運営の手引』。
- 中小企業庁編（1973）『中小企業庁 25 年史』。
- 日本専門店会連盟編（1977）『日専連四十年のあゆみ』。
- 橋本寿朗（1995）『戦後の日本経済』岩波書店。
- 濱満久（2005）「戦前 - 戦中期における商店街の組織活動」『経営研究』第 56 巻第 2 号 125-144 頁。
- （2008）「商店街における組織化政策：終戦直後を中心として」『名古屋学院大学論集（社会科学篇）』（名古屋学院大学）第 44 巻第 4 号、
- 藤岡里圭（2004）「百貨店 - 大規模小売商の成立と展開 - 」石原武政・矢作敏行編『日本の流通 100 年』有斐閣。
- 風呂勉（1995）「終戦直後の日本の流通 - 年表構成にみる流通政策の曲折 - 」『大阪学院大学通信』（大阪学院大学）第 26 巻第 9 号、69-97 頁。
- 松井辰之助（1958）「小売商業の組織化原理と方法 - 組織機能力の集团的綜合化による小売商業の社会的合理化方策 - 」山中篤太郎編『中小企業の合理化・組織化』有斐閣。

松島茂（2005）「中小小売商業政策・中心市街地政策をどう読むか」日本建築学会編『中心市街地活性化とまちづくり会社（まちづくり教科書第9巻）』丸善。

森下二次也（1957）「中小商業の経営合理化と協同化」『流通組織の動態』千倉書房、1995 年所収。

渡辺達朗（1999）『現代流通政策』中央経済社。

———（2003）『現代流通政策入門』中央経済社。

【謝辞】本稿では法政大学の松島茂先生（現東京理科大学）より資料をご提供いただいた。記して感謝申し上げたい。なお、あり得べき誤謬については、すべて筆者の責に任ずるものである。

【付記】本稿で引用した国会の各会議録については、すべて文末脚注にあげている。なお本研究は2008年度名古屋学院大学研究奨励金による研究成果の一部である。